

証券会社のトレーディング業務への時価法の 導入について

証券取引審議会・平8. 2. 9

証券取引審議会は、2月9日、デリバティブ特別部会が取りまとめた「証券会社のトレーディング業務への時価法の導入について」と題する報告書を了承し、久保大蔵大臣に提出した。

同審議会では、デリバティブ特別部会においてデリバティブ取引をめぐる諸問題について審議することを決定し、同特別部会は、7年11月より審議を行っているところであるが、今般、証券会社の会計処理のあり方についての審議結果を同報告書として取りまとめたものである。

同報告書では、証券会社は、トレーディング業務を本来的業務として相当規模で行ってきており、これにより現物・デリバティブ両市場に厚みをもたらした効率的な価格形成を促進するという重要な役割を担っているが、現在、証券会社が行うトレーディング業務について、商法の規定を前提として原価法/低価法による会計処理が行われており、時価法が認められていないため、①トレーディング業務の成果を財務諸表に正確に反映できない、②トレーディング業務の実態損益を財務諸表に反映させるために不必要な取引を行うこととなる、③内部のリスク管理実態と会計処理が乖離することとなる等の様々な問題を招来しているとされている。そして、これらの点に鑑み、証券会社が行うトレーディング業務について時価法を導入するため、証券取引法に商法の会計処理の規定に対する特別規定を設けるべきであるとされている。

また、時価法導入に当たっては、①恣意的な利益操作が行われることを防止するため、トレーディング目的の取引とその他の取引とは厳格に区管理されることが必要であること、②主観的な見積りによる利益操作等を防止するため、証券会社において、客観的な時価を把握・管理する体制が整備されることが必要であること、③時価法を導入すべき証券会社は、当面は必要とされる内部管理体制の整った社に限定されるべきであること、④会計処理の継続性の観点から、一旦時価法を導入した証券会社はこれを継続すべきであること、⑤資本充実の見地から、評価損を超える評価益(ネット評価益)を配当可能利益とすることに制限を設ける必要があること、⑥会計上未実現評価損益を認識することにあわせて、課税所得の計算上もこれを算入することが望ましいとの立場から、税制上の取扱いについて税務当局との検討が進められるべきであること等に留意する必要があるとされている。

そして、同審議会としては、上記のような所要の調整を図ったうえで、トレーディング業務へ時価法を導入することが必要であるとの結論に達したとし、同報告を踏まえ、行政当局をはじめ関係各者において具体的な措置を講ずるべく早急な対応がなされることが重要であるとされている。

なお、同審議会においては、引き続きデリバティブ取引をめぐる諸問題について審議を継続して

いくとされている。

同報告書の全文は、以下のとおりである。

○ ○

証券会社のトレーディング業務への時価法の導入について

〔平成8年2月9日〕
証券取引審議会

1. はじめに

近年における金融派生商品（デリバティブ）取引の発達により、こうした取引を利用したヘッジ取引や裁定取引が活発化する等、金融・証券取引が著しく複雑化・多様化してきている。また、国境を越えた取引が活発化する等、取引のグローバル化も進展してきている。こうした状況下において、我が国証券会社の業務の健全性を維持しつつ、我が国金融・資本市場を国際的により魅力のあるものにしていくことが重要であり、そのためにもデリバティブ取引等の業務を円滑に行うための基盤整備が喫緊の課題となっている。

このような中で、証券会社は、株式、債券等の現物及び株価指数先物・オプション取引等の派生商品について市場価格の変動を前提に短期的に売買を繰り返し収益を上げる、いわゆるトレーディング業務を本来的業務として相当規模で行ってきている。このトレーディング業務は現物・デリバティブ両商品の流通を円滑ならしめることを通じ、市場の厚みをもたらし、効率的な価格形成を促進するという重要な役割を担っている。

証券会社においては、こうした業務の遂行を通じて、今後とも、金融・証券市場の仲介者として健全な市場の発展に貢献していくことが求められるが、このためには、一層高度な経営の健全性を確保し、効率的な管理基盤を整理するとともに、市場参加者に対して、証券会社のこうした業務の実態について適切な情報提供を行っていくことが重要な課題となっている。当審議会は、かかる問題意識の下、証券会社の会計処理のあり方に焦点を当て、以下のとおり報告書を取りまとめた。

2. 証券会社の会計処理の現状と問題点

一般に我が国の企業会計においては、商法の規定を前提として、原価法／低価法による会計処理が行われており、時価法による会計処理は認められていない。

一方、こうした商法を基礎とする会計処理が一律に適用されることにより、証券会社が行うトレーディング業務については、以下のとおり、様々な問題を招来している。

(1) 現物取引がデリバティブ取引によりヘッジされている場合においても、現物取引とデリバティブ取引の損益認識時期がずれることにより、一方の損益のみが実現することになる等、トレーディング業務の実態を財務諸表に適切に反映することができない状況にある。

例えば、保有株式の価格変動リスクを株価指数先物を売り建てることによりヘッジしている場

合、株価指数先物の限月到来に伴い、翌限月の先物へのロールオーバーを行うと、株価指数先物の損益だけが実現し、期間損益として認識されることとなる。また、期末において株価が下落した時には、低価法の適用により株式の評価損を財務諸表に計上することとなるが、見合いの株価指数先物の評価益は実現するまで計上できない。

- (2) このため、トレーディング業務の実態損益を適正に財務諸表に反映させるために、不必要な取引を行って実現損益の調整を行う等、コストをかけながら非合理的な取引を行わざるを得ない状況をもたらしている。

上記(1)の後者の例に則せば、財務諸表に計上された株式の評価損に見合いの評価益を実現させるために、売り建てた株価指数先物を買戻すことにより決済し、引き続き保有株式のリスク・ヘッジを継続するために新たに株価指数先物を売り建てるという取引が必要となり、取引コストの増加を余儀なくされることとなる。

- (3) 期末時点で評価損が発生していても決済時点まではこれが表面化しないとの問題がある一方、期末時点で評価益が出ている取引のみを決済して計上するなどの決算操作が行われやすいとの問題点もある。
- (4) トレーディング業務を相当規模で行う証券会社においては、内部のリスク管理上、自己のトレーディング・ポジションを時価額により把握しているのが実状であるが、その一方で財務諸表上の会計処理は原価法／低価法により行われているため、二重の管理負担が生じている。このように、リスク管理情報と会計情報が分離することは、ひいてはリスク管理情報の精度の低下を招く等、健全なリスク管理を阻害することにもなりかねないとの問題点がある。
- (5) 欧米主要国における証券会社の会計処理の状況を概観すると、米国、英国、フランスにおいては、トレーディング目的で保有される有価証券、デリバティブ等の金融商品は、時価で評価され、その評価損益が当期の損益として計上されている。一方、ドイツでは、低価法が採用されているが、例えば、ポートフォリオを構成する現物商品及びデリバティブについては、ポートフォリオ全体をネットの評価益が出ない範囲で時価評価する等の特別な会計処理が証券会社（ユニバーサル・バンク）に認められている。

我が国の証券会社の行うトレーディング業務に時価法による会計処理が導入されないことは、諸外国との対比において、我が国証券会社の業務の国際的競争力を損なうことにもなる惧れが強い。

以上の諸点に鑑み、証券会社の行うトレーディング業務について時価法を導入すべく早急に対応を行う必要がある。

3. 時価法導入の問題点とその対応策

証券会社が行っているトレーディング業務については、上記のとおり時価法を導入すべき必要性があるが、一方、商法を基礎とした会計処理が時価法を認めていない背景としては、

- ① 未実現の不確実な評価益を利益として計上することとなり、資本充実の見地から問題がある。
- ② 時価の見積額いかんによって利益操作が行われる余地が生じる可能性がある。

等の考え方がある。したがって、時価法の導入を検討するに当たってはこうした考え方に十分留意し、適切な対応策を確保することが必要であるが、この点については以下のとおり考えられる。

(1) 証券会社のトレーディング業務の特殊性

まず、証券会社のトレーディング業務については、

- ① 保有する金融商品をいつでも処分できる市場が存在することが前提となるため、未実現の損益であっても実現の蓋然性が極めて高いこと、
- ② その処分価値は金利や株価等により客観的かつ公正に算出され得ること、
- ③ その客観的評価を担保する体制が整備され得ることから、

不確実な評価益の計上の恐れや主観的な見積もりによる利益操作の恐れ等の時価法導入の弊害を相当程度回避することができると考えられる。ただし、②③が担保できないような場合にまで、時価法を導入することになると却って会計制度の安定性が損なわれることにもなりかねないことには留意する必要がある。

(2) 商法上の資本充実の要請との調整

資本充実の観点より、トレーディング業務における評価益は、現実には未だ処分という法律行為を行わない段階での収益であるため、確実に処分できる市場があるといえども、当該評価を行う期末時点で実現したものとは言い切れないとの指摘がなされていることに留意する必要がある。例えば、決算期末において一定の評価益が計上できたとしても、その後の実際の配当期日においてその評価益が維持されている保証はないとの問題である。

したがって、特例的に時価法の導入を認める場合でも、トレーディング業務において評価損を超える評価益（ネット評価益）が生じたときには、その超過部分を配当に参入することは、資本充実の見地から問題が大きいと考えられ、トレーディング業務において生じたネット評価益を配当可能利益より除外する手だてが講じられる必要がある。

本来的業務として、相当規模のトレーディング業務を行っている証券会社にとってその業務の成果が財務諸表に正確に反映されないことは深刻な問題であり、上記のような調整を図った上で、証券会社の行うトレーディング業務について時価法を導入するため、証券取引法に商法の会計処理の規定に対する特別規定を設けることが検討されるべきである。

なお、一般事業法人においても、デリバティブ商品を含めた金融商品の取引が行われているが、一般事業法人の行う金融取引に係る会計処理基準については、金融機関や証券会社の場合とは異なり、諸外国においても現在のところ様々な議論があり、まずディスクロージャー面からの手当てを図るのが、国際的な流れとなっている。したがって、我が国においても、ディスクロージャー面において、デリバティブに係る開示の充実策が検討されるべきであろう。

4. 時価法導入に当たっての留意点

証券会社の行うトレーディング業務について時価法の導入を検討する際には、以下の諸点に留意する必要がある。

- (1) 「評価益の出ている取引のみトレーディング目的の取引として時価法を適用し、評価損の出ている取引はその他の取引として時価法を適用しない」といった恣意的な利益操作が行われることを防止するため、トレーディング目的の取引とその他の取引とは厳格に区分管理されることが必要である。
- (2) 主観的な見積もりによる利益操作等を防止するため、証券会社において、客観的な時価を把握・管理する体制が整備されることが必要である。
- (3) 証券会社各社においては、これまでも内部管理体制の充実・強化への取り組みがなされてきたところであるが、時価法の導入については、上記(1)(2)で指摘したような利益操作の防止やデリバティブを含む多種多様な商品に係る客観的な時価の把握・管理といった従来以上に精緻な内部管理体制が必要とされることとなる。また、時価法の導入に伴い、システム対応や人員面で相応のコスト負担も必要となろう。現状においては、全ての証券会社がこれらの体制整備を行い得るような状況にあるとは言いがたい。したがって、時価法を導入すべき証券会社は、当面は必要とされる内部管理体制の整った社に限定されるべきである。その他の証券会社においても、デリバティブ取引を含むトレーディング業務の今後の進展等を踏まえつつ、時価法の導入に向けた体制整備を進めていくべきと考えられる。

また、外国証券会社は、支店形態で進出しているが、会計処理については本邦証券会社と整合的な取り扱いがなされることが望ましい。

- (4) 会計処理は、継続性をもって行われることが重要であり、一旦時価法を導入した証券会社においては、これを継続すべきである。
- (5) 先述のとおり、資本充実の見地から、評価損を超える評価益（ネット評価益）を配当可能利益とすることに制限を設ける必要がある。
- (6) なお、法人税法では、現行の会計基準を踏まえ、未実現の評価損益は課税所得に算入しない旨規定されている。この点については、会計上未実現評価損益を認識することにあわせて、課税所得の計算上もこれを算入することが望ましいとの立場から、税制上の取扱いについて税務当局との検討が進められるべきである。

5. 結語

証券会社の会計処理のあり方について、当審議会としては以上のとおり、所要の調整を図った上でトレーディング業務へ時価法を導入することが必要であるとの結論に達した。

今後、本報告を踏まえ、行政当局をはじめ関係各者において、具体的な措置を講ずるべく早急な対応がなされることが重要である。かかる措置が講ぜられることにより、我が国におけるデリバティブ取引をも含む証券取引の健全性が確保されるとともに、国際的にも調和のとれた市場の発展が促進されることを期待するものである。

なお、当審議会においては、引き続き「デリバティブ取引をめぐる諸問題」についての検討を継続していく。